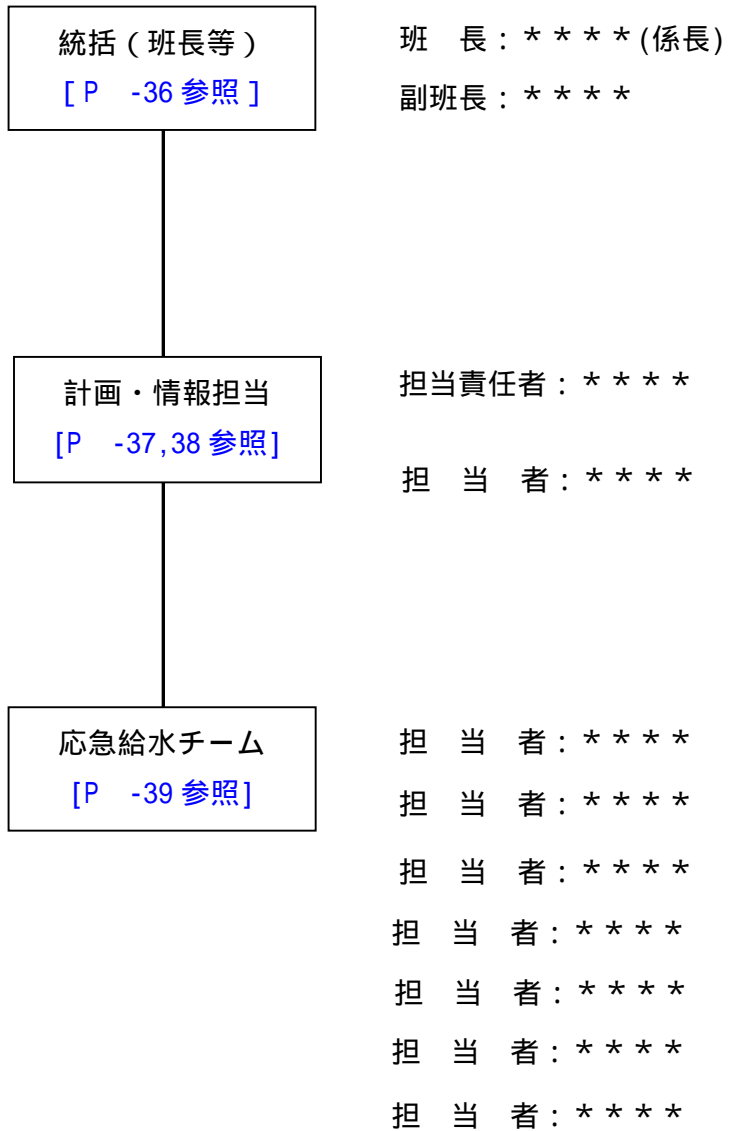


総務班 広報担当				業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)								
実施時期														
準備段階	第1段階 自主的節水	第2段階 減圧給水	第3段階 時間給水											
				15) 総務班会議	総務班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。									
				21) 渇水状況等の把握	<p>気象庁、マスコミ等により気象情報の収集を行う。</p> <p>河川管理者、県、用水供給事業者等より渇水情報(ダム貯水量等)の収集を行う。</p> <p>各担当から以下に示す情報を確認する。</p> <p>(a) 応急給水班計画・情報担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水状況 ・ 応急給水計画 <p>(b) 浄水施設班計画・情報担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水場等の施設の運転状況(取水量等) ・ 浄水場等の施設の運転管理計画 <p>(c) 管路班計画・情報担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水制限状況(断減水状況等) ・ 給水制限計画 <p>上記の情報を集約し、以下の担当に伝達する。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>総務班</td> <td>庶務担当</td> </tr> <tr> <td>応急給水班</td> <td>計画・情報担当</td> </tr> <tr> <td>浄水施設班</td> <td>計画・情報担当</td> </tr> <tr> <td>管路班</td> <td>計画・情報担当</td> </tr> </table>	総務班	庶務担当	応急給水班	計画・情報担当	浄水施設班	計画・情報担当	管路班	計画・情報担当	
総務班	庶務担当													
応急給水班	計画・情報担当													
浄水施設班	計画・情報担当													
管路班	計画・情報担当													
				22) 厚生労働省、都道府県等への状況報告	厚生労働省および都道府県等に渇水状況等を報告する。	・「表2-3 関係機関との情報連絡体制」を利用。								

総務班 広報担当				業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施時期						
準備段階	第1段階 自主的節水	第2段階 減圧給水	第3段階 時間給水			
				24) 広報(市民、報道機関等)	<p>市民、マスコミに対し、定期的に以下の情報を広報する。*1*2*3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水の依頼 ・湯水の状況 ・給水制限状況と予定 ・応急給水状況と予定*4 <p>市民から問い合わせがあった場合、 の情報を広報する。</p>	<p>*1「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」を参照。</p> <p>*2マスコミに対しては、情報を定期的にファックスなどの書面で提供する制度をとり、関係を友好に保ち、全面的な協力を求めることが望ましい。</p> <p>*3市民への広報は、掲示板、ちらし等の文字情報を用いて行うと、読み直しができるので効果的。</p> <p>*4応急給水に関する広報は、応急給水班と連携して行う。</p>
				41) 湯水関連記録の作成	<p>対策の終了後、庶務担当に協力して、広報等に係る対策全般にわたる記録を速やかに作成する。</p>	<p>問題点などの評価・分析を行い、将来に役立てることが必要。</p>

4.1.3 応急給水班の業務

応急給水班の組織



記号	区分	人員
	水道課職員	4人
	市長部局職員	7人
	計	11人

応急給水班の業務

業務区分		業務項目	応急給水班				
			班長	担当 責任者	計画 情報 担当	応急 給水 チーム	
渇水時 対策支援	指揮・命令、 総合調整	指揮・命令	11 渇水対策本部の活動の総括・指揮・命令				
			12 班の活動の総括・指揮・命令	◎			
			13 担当の活動の総括・指揮・命令		◎		
	会議等	14 渇水対策本部会議(本部会議)	◎				
		15 班会議	◎	◎	◎	◎	
		16 他班との連絡調整		◎			
	情報連絡・ 市民対応	渇水状況等の把握	21 渇水状況等の把握			○	
			22 厚生労働省、都道府県等への状況報告				
	給水制限 に伴う 広報・広聴	給水制限 に伴う 広報・広聴	23 節水依頼(大口需要者等)				
			24 広報(市民、報道機関等)				
			25 消防本部、医療機関等との連絡調整				
	応援要請	31 応急給水の応援要請の依頼(車両・資機材・人員)			◎		
32 国、県、その他水利関係者に水量確保の要請							
記録の作成	41 渇水対策記録の作成			○			
給水制限等	施設の運転管理等	51 施設の運転管理の計画作成(水質管理強化、緊急水源確保を含む)					
		52 施設の運転管理					
		53 緊急水源の確保					
	給水制限	61 給水制限計画の作成					
		62 ハルブによる給水制限等の実施					
	63 大口使用者等への節水指導						
	64 水圧調査、洗浄作業						
	65 給水水質管理の強化						
応急給水	応急給水	71 応急給水計画の作成			◎	○	
		72 応急給水の実施			○	◎	

注) *1 ◎ : 当該業務の中で、関係機関等との連絡・調達、計画策定、現場作業の実施等の主要業務を行う担当。

○ : 主要業務以外の業務を行う担当。

応急給水班 班長・担当責任者				業 務 項 目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業 務 内 容	留 意 事 項 等 (太字は重要な資料を示す。)
実 施 時 期						
準備段階	第 1 段階 自主的節水	第 2 段階 減圧給水	第 3 段階 時間給水			
班長						
				12) 応急給水班活動の指揮・命令	応急給水班の各担当を指揮・命令し、班活動の円滑化を図る。	副班長は班長の補佐、代理を行う。 「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
				14) 本部会議	班の活動状況及び今後の活動方針を説明する。 他班に対し要請事項がある場合、それを伝達する。	
				15) 応急給水班会議	定期的に応急給水班会議を招集する。 各担当責任者から活動状況の報告を受けるとともに、活動方針を確認し、必要に応じて修正する。	
担当責任者						
				13) 担当の活動の統括	担当の業務を統括し、指揮・命令を行う。	「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
				15) 応急給水班会議	応急給水班会議において、担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を説明する。	
				16) 他班との連絡調整	他班の担当責任者から、本班の活動に必要な情報を収集する。 本班の活動に関する他班の担当責任者等からの問い合わせに答える。	

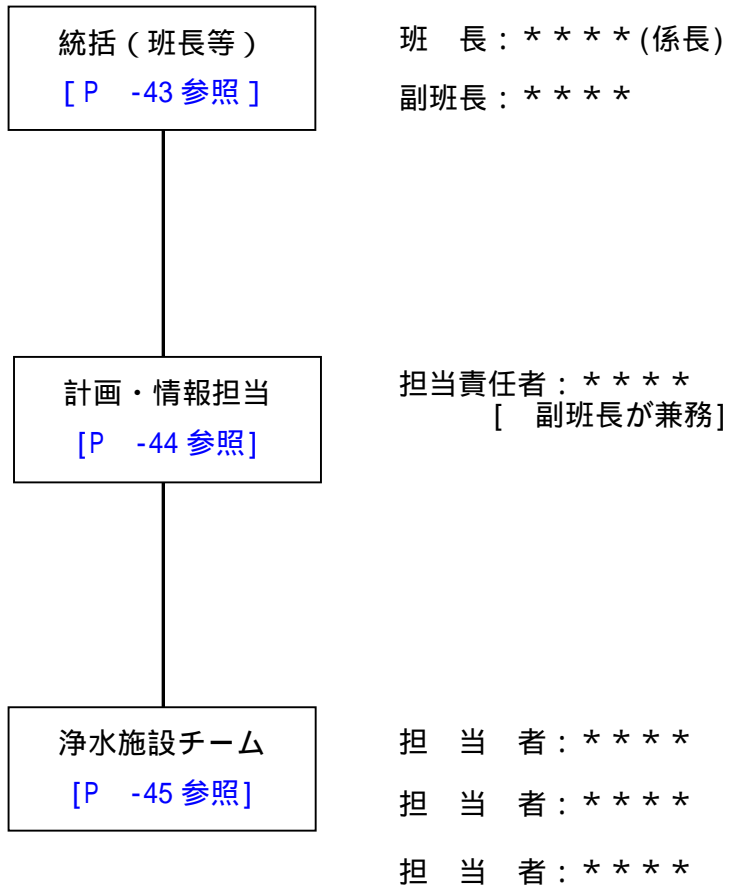
応急給水班 計画・情報担当				業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施時期						
準備段階	第1段階 自主的節水	第2段階 減圧給水	第3段階 時間給水			
				15) 応急給水班会議	<p>応急給水班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。</p>	
				21) 湯水状況等の把握	<p>(a) (b) (c)の各担当から、以下の情報を収集する。</p> <p>(a) 総務班広報担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報、湯水情報 <p>(b) 浄水施設班計画・情報担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄水場等の施設の運転状況(取水量等) ・ 浄水場等の施設の運転管理計画 <p>(c) 管路班計画・情報担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水制限状況(断減水状況等) ・ 給水制限計画 	
				71) 応急給水計画の作成	<p>事前に作成した応急給水計画を基本に、断減水状況等を整理し、応急給水量の算定、応急給水方法、必要な人員・車両等を含めた応急給水計画を作成する。</p> <p>の応急給水計画を総務班・広報担当に報告する。</p> <p>の応急給水計画を応急給水チームに指示する。</p> <p>応急給水班の活動に関して、必要に応じて、応急給水チームを指揮・命令する。</p>	

応急給水班 計画・情報担当				業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施時期						
準備段階	第1段階 自主的節水	第2段階 減圧給水	第3段階 時間給水			
				31) 応急給水の応援要請と配備	<p>応急給水計画に基づき、応援人員、給水車両、応援給水資材等を整理し、総務班庶務担当に応援要請を依頼する。*1</p> <p>受け入れた応援団体に対し、応急給水活動方針等を説明し、応急給水チームに配備する。*2*3</p>	<p>*1従事可能な水道OBに緊急給水の補助を依頼することも有効。</p> <p>*2応援団体から、「様式B1 緊急給水応援体制報告書」を収集する。</p> <p>*3応援団体に、依頼業務、遵守事項、連絡方法、作業方法などを説明し、準備した資料を渡す。</p>
				72-1) 緊急給水状況調査	<p>緊急給水チームより緊急給水状況の調査結果を収集する。*1*2</p> <p>の調査結果を整理し、総務班広報担当に報告する。</p>	<p>*1「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」を参照。</p> <p>*2「様式B2 緊急給水作業指示・報告書」を使用。</p>
				41) 湯水関連記録の作成	<p>対策の終了後、総務班の庶務担当に協力して、緊急給水の状況・対策全般にわたる記録を速やかに作成する。</p>	<p>問題点などの評価・分析を行い、将来に役立てることが必要。</p>

応急給水班 応急給水チーム				業 務 項 目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業 務 内 容	留 意 事 項 等 (太字は重要な資料を示す。)
実 施 時 期						
準備段階	第 1 段階 自主的節水	第 2 段階 減圧給水	第 3 段階 時間給水			
				15) 応急給水班会議	応急給水班会議において、必要に応じてチームの活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。	
				52) 応急給水計画の確認	計画・情報担当から、応急給水計画(応急給水の場所等)を確認する。 計画・情報担当から指揮・命令事項を確認する。	
				72) 応急給水の実施	応急給水計画に基づき、運搬給水等により、応急給水を行う。	
				72-1) 応急給水状況調査	応急給水状況を整理し、その結果を計画・情報担当に報告する。	・「様式 B 2 応急給水作業指示・報告書」を使用。

4.1.4 浄水施設班の業務

浄水施設班の組織



記号	区分	人員
	水道課職員	5人
	市長部局職員	-
計		5人

浄水施設班の業務

業務区分		業務項目	浄水施設班			
			班長	担当 責任者	計画 情報 担当	浄水 施設 チーム
渇水時 対策支援	指揮・命令、 総合調整	11 渇水対策本部の活動の総括・指揮・命令				
		12 班の活動の総括・指揮・命令	◎			
		13 担当の活動の総括・指揮・命令		◎		
	会議等	14 渇水対策本部会議(本部会議)	◎			
		15 班会議	◎	◎	◎	◎
		16 他班との連絡調整		◎		
	情報連絡・ 市民対応	21 渇水状況等の把握			○	
		22 厚生労働省、都道府県等への状況報告				
	応援要請	23 節水依頼(大口需要者等)				
		24 広報(市民、報道機関等)				
		25 消防本部、医療機関等との連絡調整				
	記録の作成	31 応急給水の応援要請の依頼(車両・資機材・人員)				
32 国、県、その他水利関係者に水量確保の要請						
給水制限等	施設の運転管理等	51 施設の運転管理の計画作成(水質管理強化、緊急水源確保を含む)			◎	○
		52 施設の運転管理			○	◎
		53 緊急水源の確保			◎	◎
	給水制限	61 給水制限計画の作成				
		62 バルブによる給水制限等の実施				
		63 大口利用者等への節水指導				
応急給水	71 応急給水計画の作成					
	72 応急給水の実施					

注) *1 ◎ : 当該業務の中で、関係機関等との連絡・調達、計画作定、現場作業の実施等の主要業務を行う担当。

○ : 主要業務以外の業務を行う担当。

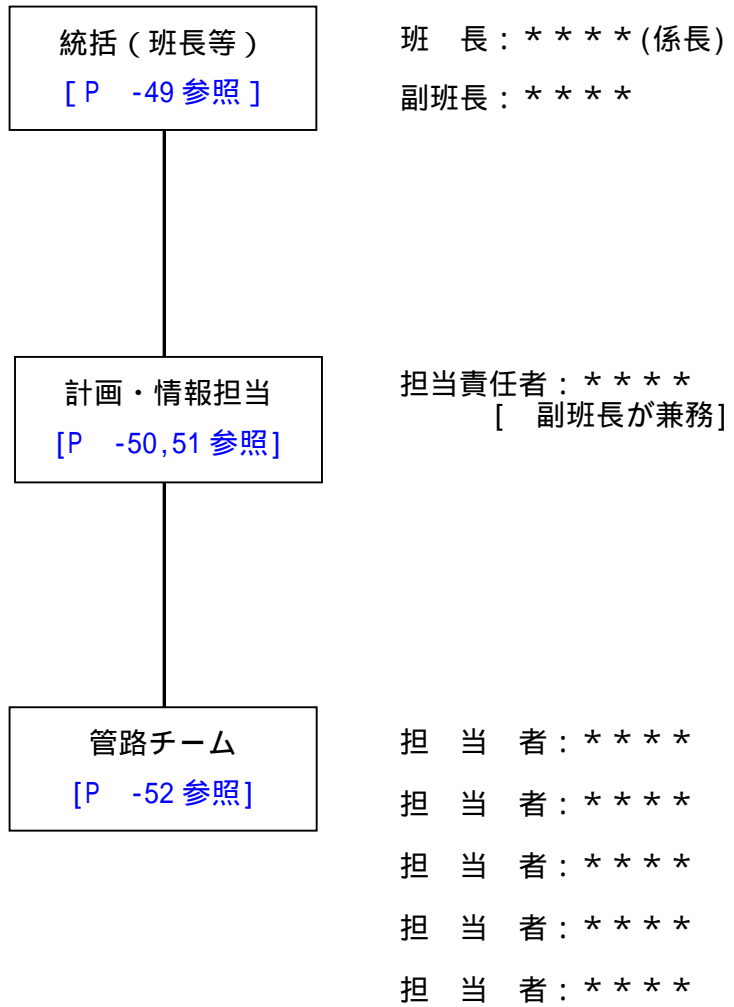
浄水施設班 班長・担当責任者				業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施時期						
準備段階	第1段階 自主的節水	第2段階 減圧給水	第3段階 時間給水			
班長						
				12) 浄水施設班活動の総括・指揮・命令	浄水施設班の各担当を指揮・命令し、班活動の円滑化を図る。	副班長は班長の補佐、代理を行う。 「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
				14) 本部会議	班の活動状況及び今後の活動方針を説明する。 他班に対し要請事項がある場合、それを伝達する。	
				15) 浄水施設班会議	定期的に浄水施設班会議を招集する。 各担当責任者から活動状況の報告を受けるとともに、活動方針を確認し、必要に応じて修正する。	
担当責任者						
				13) 担当の活動の統括	担当の業務を統括し、指揮・命令を行う。	「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
				15) 浄水施設班会議	浄水施設班会議において、担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を説明する。	
				16) 他班との連絡調整	他班の担当責任者から、本班の活動に必要な情報を収集する。 本班の活動に関する他班の担当責任者等からの問い合わせに答える。	

浄水施設班 計画・情報担当				業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施時期						
準備段階	第1段階 自主的節水	第2段階 減圧給水	第3段階 時間給水			
				15) 浄水施設班会議	浄水施設班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。	
				21) 渇水状況等の把握	総務班広報担当より、渇水情報(ダム貯水量等)、気象情報等を確認する。	
				51) 施設の運転管理の計画作成 (水質管理強化、緊急水源確保を含む)	渇水状況等を整理し、水質管理強化*1、緊急水源確保を含めた施設の運転管理計画を作成する。 の運転管理計画を総務班広報担当、応急給水班計画・情報担当、管路班計画・情報担当に報告する。 の運転管理計画を浄水施設チームに指示する。 浄水施設班の活動に関して、必要に応じて、浄水施設チームを指揮・命令する。	*1 薬品注入率の適正化、出水不良や断水に対する塩素消毒の強化等
				53) 緊急水源の確保	農業用水、工業用水、発電用水の利水者に対して水源水量の一時転用を要請する。	要請は渇水連絡協議会を通して行う。
				52-1) 施設の運転管理状況調査	浄水施設チームより施設の運転管理状況(水質管理強化、緊急水源確保を含む)の調査結果を収集する。*1 の調査結果を整理し、総務班広報担当、応急給水班計画・情報担当、管路班計画・情報担当に報告する。	*1 「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」を参照。
				41) 渇水関連記録の作成	対策の終了後、総務班の庶務担当に協力して、渇水の状況・対策全般にわたる記録を速やかに作成する。	問題点などの評価・分析を行い、将来に役立てることが必要。

浄水施設班 浄水施設チーム				業 務 項 目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業 務 内 容	留 意 事 項 等 (太字は重要な資料を示す。)
実 施 時 期						
準備段階	第1段階 自主的節水	第2段階 減圧給水	第3段階 時間給水			
				15) 給水班会議	浄水施設班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。	
				51) 施設の運転管理計画の確認	計画・情報担当から施設の運転管理計画(水質管理強化*1、緊急水源確保を含む)を確認する。	*1 薬品注入率の適正化、出水不良や断水に対する塩素消毒の強化等
				52) 施設の運転管理	施設の運転管理計画に基づき、取水量の制御、配水ポンプの運転制御等を行う。	
				53) 緊急水源の確保	遊休井戸等について、バルブ操作等を行い、緊急水源として使用する。	
				65) 給水水質管理の強化	薬品注入率の適正化、出水不良や断水に対する塩素消毒の強化等を行う。 管路班管路チームに協力して給水の水質検査を実施する。	
				52-1) 施設の運転管理状況調査	施設の運転管理状況(水質管理強化、緊急水源確保を含む)を整理し、その結果を計画・情報担当に報告する。	

4.1.5 管路班の業務

管路班の組織



記号	区分	人員
	水道課職員	7人
	市長部局職員	-
	計	7人

管路班の業務

業務区分		業務項目	管路班			
			班長	担当 責任者	計画 情報 担当	管路 チーム
渇水時 対策支援	指揮・命令、 総合調整	11 渇水対策本部の活動の総括・指揮・命令				
		12 班の活動の総括・指揮・命令	◎			
		13 担当の活動の総括・指揮・命令		◎		
	会議等	14 渇水対策本部会議(本部会議)	◎			
		15 班会議	◎	◎	◎	◎
		16 他班との連絡調整		◎		
	情報連絡・ 市民対応	21 渇水状況等の把握			○	
		22 厚生労働省、都道府県等への状況報告				
	給水制限 に伴う 広報・広聴	23 節水依頼(大口需要者等)				
		24 広報(市民、報道機関等)				
25 消防本部、医療機関等との連絡調整				○	○	
応援要請	31 応急給水の応援要請の依頼(車両・資機材・人員)					
	32 国、県、その他水利関係者に水量確保の要請					
記録の作成	41 渇水対策記録の作成			○		
給水制限 等	施設の運転管理等	51 施設の運転管理の計画作成(水質管理強化、緊急水源確保を含む)				
		52 施設の運転管理				
		53 緊急水源の確保				
	給水制限	61 給水制限計画の作成			◎	○
		62 バルブによる給水制限等の実施			○	◎
	63 大口使用者等への節水指導			◎		
	64 水圧調査、洗浄作業				◎	
	65 給水水質管理の強化				◎	
応急給水	応急給水	71 応急給水計画の作成				
		72 応急給水の実施				

注) *1 ◎ : 当該業務の中で、関係機関等との連絡・調達、計画策定、現場作業の実施等の主要業務を行う担当。

○ : 主要業務以外の業務を行う担当。

管路班 班長・担当責任者				業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施時期						
準備段階	第1段階 自主的節水	第2段階 減圧給水	第3段階 時間給水			
班長						
				12) 管路班活動の総括・指揮・命令	管路班の各担当を指揮・命令し、班活動の円滑化を図る。	副班長は班長の補佐、代理を行う。 「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
				14) 本部会議	班の活動状況及び今後の活動方針を説明する。 他班に対し要請事項がある場合、それを伝達する。	
				15) 管路班会議	定期的に管路復旧班会議を招集する。 各担当責任者から活動状況の報告を受けるとともに、活動方針を確認し、必要に応じて修正する。	
担当責任者						
				13) 担当の活動の統括・指揮・命令	担当の業務を統括し、指揮・命令を行う。	「4.2.1 指揮命令系統図」を参照。
				15) 管路班会議	管路班会議において、担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を説明する。	
				16) 他班との連絡調整	他班の担当責任者から、本班の活動に必要な情報を収集する。 本班の活動に関する他班の担当責任者等からの問い合わせに答える。	

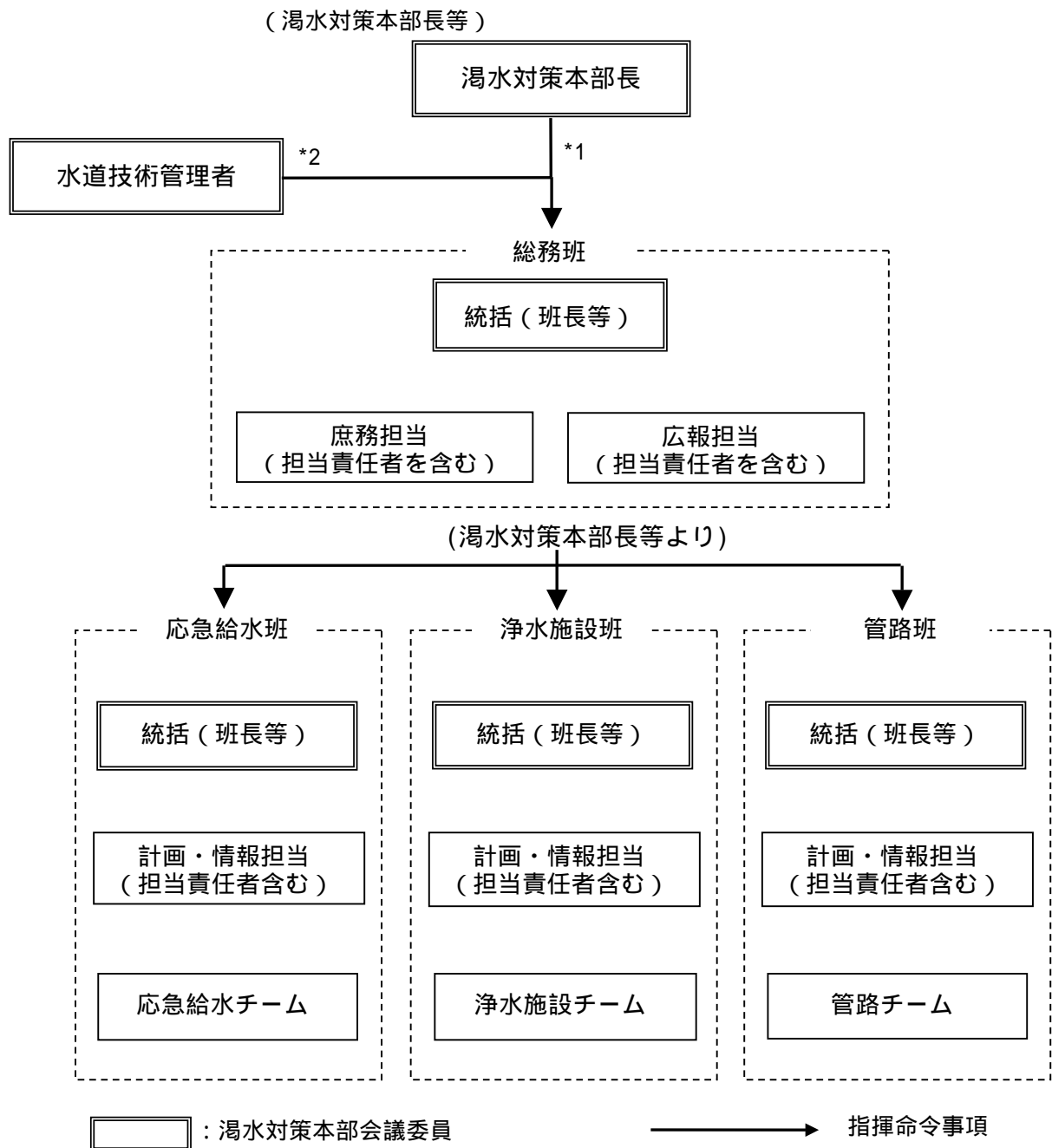
管路班 計画・情報担当				業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施時期						
準備段階	第1段階 自主的節水	第2段階 減圧給水	第3段階 時間給水			
				15) 管路班会議	管路班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。	
				21) 湯水状況等の把握	(a) (b)の各担当から、以下の情報を収集する。 (a)総務班広報担当 ・ 気象情報、湯水情報 (b)浄水施設班計画・情報担当 ・ 浄水場等の施設の運転状況(取水量等) ・ 浄水場等の施設の運転管理計画	
				61) 給水制限計画の作成	事前に作成した給水制限計画を基本に、給水制限時操作バルブ(締切り、水圧調整等)の位置・操作方法、給水制限時間、医療機関等への水量確保方法等を含めた給水制限計画を作成する。 の給水制限計画を総務班広報担当、応急給水班計画・情報担当に報告する。 の給水制限計画を管路チームに指示する。 管路班の活動に関して、必要に応じて、管路チームを指示・命令する。	
				63) 大口使用者等への節水指導	大口使用者等に対して節水を指導し、状況に応じて、説明の上、節水措置(給水管のバルブ調整等)を講じる。	
				25) 消防本部との連絡調整 (消火用水の確保)	総務班・庶務担当より、消防本部からの消火用水確保の連絡を受けた場合、管路チームにバルブ操作等を指示する。	

管路班 計画・情報担当				業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施時期						
準備段階	第1段階 自主的節水	第2段階 減圧給水	第3段階 時間給水			
				62-1) 給水制限状況調査	<p>管路チームより給水制限状況等の調査結果を収集する。*1</p> <p>の調査結果を整理し、総務班広報担当、応急給水班計画・情報担当に報告する。</p>	*1「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」を参照。
				41) 濁水関連記録の作成	<p>対策の終了後、総務班の庶務担当に協力して、給水制限等の作業策全般にわたる記録を速やかに作成する。</p>	<p>問題点などの評価・分析を行い、将来に役立てることが必要。</p>

管路班 管路チーム				業務項目 (太字：主要業務) (細字：主要業務以外)	業務内容	留意事項等 (太字は重要な資料を示す。)
実施時期						
準備段階	第1段階 自主的節水	第2段階 減圧給水	第3段階 時間給水			
				15) 管路班会議	管路班会議において、必要に応じて担当の活動状況を報告するとともに、活動方針を確認する。	
				61) 給水制限計画の確認	計画・情報担当から、給水制限計画を確認する。	
				62) バルブによる給水制限等の実施	給水制限計画に基づき、バルブ調整による給水制限を実施する。	
				64) 水圧調査、洗浄作業	バルブ調整の後、配水管の水圧調査を行い、出水不良地区等を把握する。 管路内での滞留による水質悪化が懸念された地区では、排水設備等により洗浄作業を行う。	
				65) 給水水質管理の強化	給水制限の実施により、給水水質の悪化が考えられる地区について、水質管理地点を設け、浄水施設チームと協力して、給水の水質検査を実施する。	
				25) 消防本部との連絡調整 (消火用水の確保)	計画・情報担当から消火用水確保の指示を受けた場合、指示に基づきバルブ操作等を行う。	
				62-1) 給水制限状況調査	給水制限状況等を整理し、その結果を計画・情報担当に報告する。	*1「4.2.2 情報収集・広報連絡系統図」を参照。

4.2 情報連絡系統図

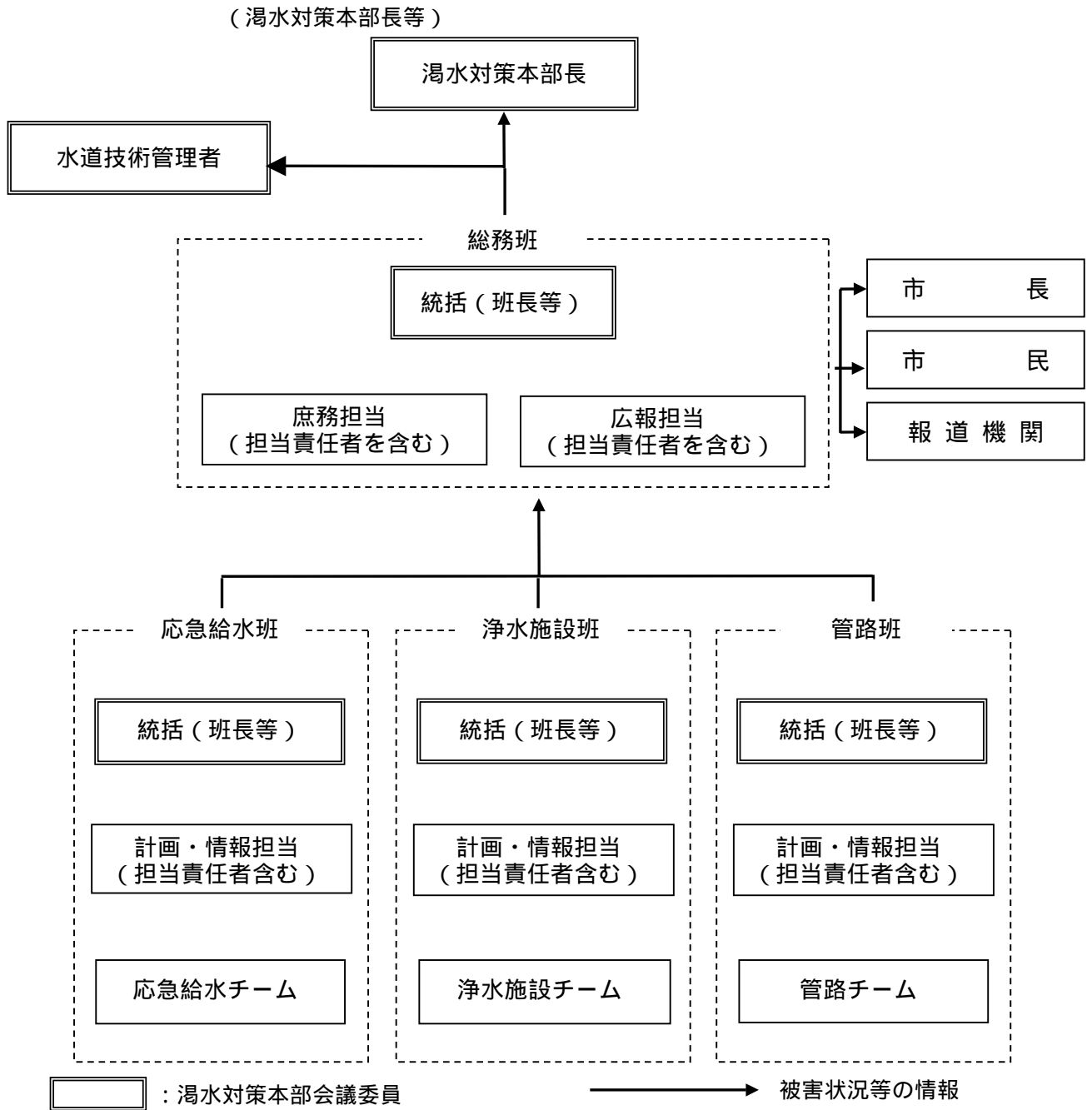
4.2.1 指揮命令系統図



*1 応急対策の重要事項

*2 水道の技術上の管理に関する事項(衛生上の措置、給水の緊急停止等)

4.2.2 情報収集・広報連絡系統図



5 . 資料・様式

資料・様式 目次

(共 通)

様式 A 1 資機材の備蓄及び整備状況調査表	-58
------------------------	-----

(応急給水用)

様式 B 1 応急給水応援体制報告書	-59
--------------------	-----

様式 B 2 応急給水作業指示・報告書	-60
---------------------	-----

(広報用)

資料 C 1 渇水時における広報活動例	-61
---------------------	-----

資料 C 2 広報用案内文	-62
---------------	-----

(参考資料)

参考資料 1 渇水対策について (昭和 49 年 7 月 19 日 環計第 36 号)	-63
--	-----

様式 A 1 資機材の備蓄及び整備状況調査表

(平成 年度現在)

水道局

項目	内容	保有数量	初期応援可能数	備考
車 両	給水車 (m ³)			
	給水車 (m ³)			
	ト ラ ッ ク			
	ク レ ー ン 車			
	そ の 他			
給 水 容 器	仮設水槽 (m ³)			
	仮設水槽 (m ³)			
	給水タンク (L)			
	給水タンク (L)			
	給水タンク (L)			
	ポリ容器 (L)			
	ポリ容器 (L)			
	そ の 他			
機 材	応 急 給 水 装 置			
	ろ 過 機			
	発 電 機			
	投 光 器			
	鉄 管 切 断 機			
	電 動 ネ ジ 切 機			
	そ の 他			
管 類	直管 (mm)			
	直管 (mm)			
	直管 (mm)			
	継 手 類			
缶 詰	水 の 缶 詰			
	食 料			
そ の 他				

注) その他の欄には、特殊管、緊急用資機材等の状況を記入してください。

また、管類については継手種類についても明記してください。

様式 B 1 応急給水応援体制報告書

年 月 日

事業体名	
------	--

人員	可能給水方法	車両台数 (タンク容量)	作業可能時間
人	タンク給水	(台 m ³)	~
人	タンク補給	(台 m ³)	~
人	容器配付	台	~
人	給水補助	台	~
合計 人		合計 台	

様式 B 2 応急給水作業指示・報告書

年 月 日

事業体名	人員	車両	給水方法	作業時間
				~
注 意 点				

		A	B	C
給水場所				
作業時間 と 給水量	1	~ m ³	~ m ³	~ m ³
	2	~ m ³	~ m ³	~ m ³
	3	~ m ³	~ m ³	~ m ³
	4	~ m ³	~ m ³	~ m ³
	5	~ m ³	~ m ³	~ m ³
作業従事者			給水方法	タンク給水 容器配付 タンク補給 給水補助
作業時間		~		
給水人数		人	給水量合計	m ³
補給場所と 補給回数		浄水場・配水場 貯留槽・給水船 _____ 回		
特記事項				

様式 C 1 湯水時における広報活動例

			準備段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
具体的な内容	マスメディアによる広報活動	新聞広告の掲載				
		テレビ・ラジオの活用				
		インターネット、電光掲示板の活用				
	ステッカー・ポスター等の配布・掲示	節水ステッカー、シール等の配布				
		パンフレット、リーフの配布				
		懸垂幕の掲出				
		ポスターの掲示				
		所有車へのステッカー添付				
	街頭広報	広報車による呼びかけ				
		町内回覧による広報				
		節水パトロール				

：活動項目（基本的に実施）

：活動検討項目（場合によって実施）

C 2 広報用案内文

1. テレビ・ラジオ用

～ 市水道課からのお願い～
水道水の節水にご協力ください。
連日の日照りのため、川の水量が大変少なくなっています。
市の水道は、川の水を使用していますので、今後の水不足が心配されています。
水は限りある大切な資源です。無駄な水は使わないようにしましょう。

2. インターネット用

連日の日照りのため、川の水量が著しく減少しています。
市水道の水源は、そのほとんどを川に依存しており、このままでは今後の水不足が心配されています。
水道課では、安定供給のため最大限の努力をしていきますが、水道をご利用になる皆様からも節水にご協力お願いいたします。
水は限りある大切な資源です。水道水のご利用にあたっては、飲料水の確保を最優先にお考えいただき、植木の散水や洗車等は控えていただきますようお願いいたします。

3. 回覧用

平成 年 月 日

各 位

市水道課

水道水の節水のお願い

日頃から、水道事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、テレビ、新聞等で報道されていますように、連日の日照りのため、川の水量が著しく減少しています。
市の水道の水源は、そのほとんどを川に依存しており、このままでは今後の水不足が心配されています。
水道課では、安定給水のため最大限の努力をしていきますが、水道をご利用になる皆様からも節水にご協力をお願いいたします。
水は限りある大切な資源です。水道水のご利用にあたっては、飲料水の確保を最優先にお考えいただき、植木の散水や洗車等は控えていただきますようお願いいたします。

参考資料 1 渇水対策について

(昭和 49 年 7 月 19 日 環計第 36 号)

○渇水対策について

昭和四十九年七月十九日 環計第三十六号
各都道府県知事あて厚生省環境衛生局
水道課長通知

近年、生活水準の向上、都市化の進展等に伴って水道水の需要は急激に増大してきており、国民生活のなかで水道の果たす役割は益々重要なものとなっている。このため水道事業者は気象状況等によつて渇水が予測される場合にあつては、事前に十分な対策を講じ、断水等によつて国民生活に支障を及ぼすような事態は極力回避し、水道水の円滑な供給に努める必要がある。

今夏は、昨年と異なり、梅雨期に全国的にかなりの降雨をみたが、今後水道水の多量消費季に向かうこともあり、なお予断を許さないところである。このため、貴都道府県においても左記Ⅰに留意のうえ渇水対策の万全を期すとともに、左記Ⅱに留意して体制の整備と適切な渇水対策を講ずるよう下水道事業者に対する指導方、格別の配慮を願いたい。

記

Ⅰ 渇水時における都道府県（衛生主管部局）の果たすべき役割

一 状況の把握と指導

都道府県下に渇水が予想される場合には、あらかじめ気象状況、河川流況、ダム貯水量などの情報の把握に努めるとともに、下水道事業者に対し適切な指導、援助を行えるよう、渇水の程度及び範圍

等渇水の水道に及ぼす影響、給水制限の必要性及びその時期ならびに給水制限に伴う問題の予測とその対策について事前に十分な検討を行い、水道事業者に対し事前に指導にあたること。

また、渇水下にあつても渇水状況の把握に努め、常に最新の情報に基づく適切な指導を期すること。

二 体制の整備

渇水の區域が広域にわたり、渇水の程度が著しい場合など都道府県における積極的な対応が必要な場合には、渇水下にある水道事業者を統括し、情報の把握ならびに必要な情報の提供を行ない、各水道事業者の行う渇水対策を指導、援助していくために対策本部の設置など必要な体制の整備をはかること。

また、水道事業者間の水の融通、応接給水等について指導するとともに、必要に応じてその他の臨機活動をとり得るよう準備しておくこと。

三 水利調整など緊急水源の確保

水道の断水は、住民の日常生活に多大の支障をおよぼすばかりでなく、保健衛生面での事故の危険も大きく、渇水時にあつても水道の断水は、極力、避けなければならぬ。このため水道事業者との密接な協力のもとに、工業用水、発電用水、農業用水など他種水利の一時転用などについて関係行政機関に対し、積極的に働きかけるなど水利調整に努力すること。

また、遊休井戸の活用など緊急的な地

下水源の利用、河川余剰水の一時的利用などのあらゆる手段の可能性を検討し、水源確保に努めるとして水道事業者を指導すること。なお、水源の確保に伴つて、事業の変更、認可又は給水開始前の届出が必要な場合には、手続に遅滞のないよう水道事業者を指導するとともに、これが事務処理をすみやかに行うこと。

(注) 建設省は、昭和四十九年三月二二日建設省河政発二六号により「渇水対策の推進について」を河川局長より地方建設局長あて通知されているので参照のこと。

四 保健衛生対策

渇水時には、給水不良のため水道水質の安全確保に不安が考えられ、また、遊休井戸等の活用も行われるので、随時随所において採水し、水質検査を実施するほか、パトロールの強化等によつて水質管理を強化するよう水道事業者に対し特段の指導を行うこと。

また、出水不良地域の食品製造業者、飲食店等の衛生状態をチェックし、衛生状況の把握と必要な指導を行うこと。

五 厚生省への報告

都道府県は、渇水の状況、事態の推移、下水道事業者が講じた措置、その他の見通し等の情報をすみやかにその都度、厚生省に報告すること。

Ⅱ 渇水時における水道事業者の留意事項

一 渇水情報の把握等

水道事業者は関係行政機関等と連絡を密にし、気象状況、河川流況、ダム貯水

量、ダム流入量、需要の予測等に関する適確な情報を常時把握するとともに、都道府県が前記Ⅰの役割を果たすに必要な渇水に関する情報をその都度報告すること。

二 体制の整備

渇水の状況に応じ、水道事業者は渇水対策本部を設置するなど、体制を整備し、関係行政機関との連絡調整を円滑にするとともに水道事業者内部における各種渇水対策活動に関する指揮命令系統の明確を期すること。

三 渇水対策活動に関する計画

渇水時に予想されるすべての事態を想定して、おむね次に掲げる渇水対策活動に関する計画をあらかじめ作成し、渇水対策活動を効果的に行えるよう備えること。

- (一) 広報活動
- (二) 給水制限の実施
- (三) 応急給水の実施
- (四) 緊急水源の確保
- (五) 保健衛生対策
- (六) 広報活動の重要性

渇水対策を進めるにあつて住民の理解と協力は不可欠のものであり、従つて効果に直接影響するものといえる。このため、渇水状況に応じ、随時適切な広報媒体を活用して広報活動を積極的に行う必要がある。(別紙一参照)

五 給水制限の基本ルール

給水の制限は水道法第一五條第二項に規定する「災害その他止当る理由があつ

てやむを得ない」との判断に立つて行うものであるが、その実施にあつては、次の事項に十分留意すること。

(一) 水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであることに配慮し、極力断水状態を回避すること。

(二) 断水制限を回避できない場合に、あつても住民の日常生活に直結する用途については優先的な取扱いをしながら、断水状況に応じて次のように段階的に行うこと。

○ 第一段階―需要家による自主制限

○ 第二段階―ポンプ操作による給配水調整

整

○ 第三段階―第一、第二段階及び時間給水

(四) 需要者に対し、十分に事情を説明するため広報活動を強化し理解と協力を求めること。

(四) 消防用水、医療機関において使用する水道水など直接住民の生命または財産を守るための用途に供する水道水については、緊急時の対応を十分配慮しておくこと。

六 第一段階における自主制限

需要家による自主制限は、広報活動と、これを行うための需要家の理解と協力を同時に期待するものであるが、かなりの効果を得た実績もある。この場合、一般家庭ならびに各種大口需要者（官公署、工場等）に、それぞれの用途に

じた具体的な断水方法を盛り込んで協力依頼するよう配慮すること。（別紙二参照）

七 第二段階における給水制限

(一) 第二段階は、第一段階の措置に加えて給配水系統のポンプ、バルブ操作で水圧を調整し、給配水量を抑えるものであるが、これを実施するためには、配水系統が十分に整備されていることが必要であり、また、平常時の水圧についての資料を整備し、ポンプ、バルブ操作の具体的な実施計画を事前に検討しておく必要がある。この段階においても、一部、給水不良、断水区域が出現する可能性があるため、緊急給水の体制を整えておく必要がある。

(二) 止水栓操作を行う場合には、保健衛生上の危険性あるいは水使用が事業活動の本体的部分をなす需要家等についての配慮が必要であり、おおむね次のような需要を対象に行うものとし、各水道事業者は、地域の実態に合わせて、具体的な給水制限の順位をあらかじめ設定しておくこと。

ア レジャー用、娯楽用、冷房用、洗車用等の用途

イ 工場、商業ビル、官公署、事業所、駅、学校等の大口需要

ウ 配水調整を行つてもなお高い地域の一戸一戸の一般需要者

ハ 断水検査の操作による制限措置は、断水状況の度合いに応じて、協力を依頼する場合はその部分については、断水

止の協力依頼を行う等段階的措置を考へること。

(四) 病院、診療所等の医療機関及びこれに準じた取扱いを必要とする社会福祉施設等については、常時給水の内消を期すものとし、給水不良が考えられる場合は緊急給水についても優先させること。

八 第三段階における時間給水

第一、第二段階における措置によつてもしのぎ得ない場合は、時間給水の措置をとることもやむを得ないが、次の点に留意すること。

(一) 各地域の実態を十分に勘案し、区域、時間等に関する具体的な計画を練る中で、事前に十分なPRを行いつつ実施すること。この場合同一区域が常時断水するようになるとは極力回避すること。

(二) 需要者が無駄な水の置きをしないうる協力を求め、また水の有効利用方法についての特設のPRを行うこと。

(三) 緊急給水活動は、他都市等との連携を十分図り、医療機関等に対し十分に配慮するなど、十分な体制と準備のもとに計画的に行うこと。

九 緊急水源の確保

断水非用の清用のほか、緊急的な地下水源の利用、河川余剰水の一次的利用、工業用水、発電用水、農業用水など他種利水の一時転用などについて関係行政機関に対し積極的に要請するなどあらゆる手段の可能性を検討し、水確保の努力を

行うこと。

一〇 保健衛生対策

給水不良、断水等の時においては、水質管理の強化を図ること。また、保健所等関係機関との連絡を密にし、水道による疾病の集団発生等の予防ならびに緊急事態発生に、あらかじめ対処しておくこと。

一一 消防水利の確保

断水時の消防水利の確保について、消防機関との連絡を密にし、消防活動等について、十分な協力を行えるよう備へること。

(別紙二)

一 マスコミ（テレビ、新聞、週刊誌等）を利用するもの

(一) マスコミのニュースとして報道され得るものについては、これに十分対応して処理すること。

(二) マスコミの広告として掲載するもの。

(三) 新聞折込みを利用して、チラシなど印刷物を配布する。

二 マスコミ以外のPR

(一) 止車、広報用飛行機等の利用

(二) ボスター、スタツカー、たれ幕等の掲示

ホ 揚効果の期待される次のような場所を重点的に選ぶこと。

ア 官公署、事務所、学校、アパート、五層車など大人数のものが使用し、又は利用する建築物又は車両などに貼る人の出入りの多い場所また大目

につく場所

イ 工場、アパート、ガソリンスタンド、食堂など大衆に水を使用する事務所の内部

ウ 浴場、洗面所など水を直接使用する場所

エ 水道事業者の使用する車両など

(四) 印刷物配布

パンフレット、節水協力要請文書等を地域の実情と湯水状況に応じ次のような配布ルートから適宜選択し、組み合わせて配付すること。

ア 業界団体、町内会などへの依頼

イ 事務所に対し従業員への配布を依頼

ウ 街頭での配布

エ 個別訪問による配布

(別表二)

節水方法の事例

ア 家庭用洗濯機(三槽式)を使用する場合、溜めすすど方式等の採用によつて三〇～五〇パーセントの節水が可能である。

(東京)

イ ビル用水の三〇～五〇パーセントは水洗便所使用であるが、自動サイフォン型水洗便所について、夜間及び休日など非常用時に止水する措置により、ビル用水のかなりの節水ができる。

(東京)

ウ 冷房用水、洗車、散水、噴水等の自動

エ 節水コマの活用 (東京・千葉)